

新 熊本県立松橋西支援学校高等部生徒心得

生徒は、次のことがらを守り、松橋西支援学校の生徒として自覚と誇りのある行動をする。

第一章 規律・礼儀

- 1 気持ちのよいあいさつや言葉遣いをし、互いを思いやり尊重し合う。
- 2 生徒心得に従い、礼儀や節度ある行動を心がける。

第二章 通学

- 1 通学の際は、制服を着用し、交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。
- 2 バス、電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。特に、高齢者や小さな子ども、体が不自由な方にはすすんで席をゆずる。
- 3 登下校の時間を守る。【詳しくは、生徒心得（細則） 第二章 3（1）～（3）】
- 4 自転車通学を希望する者は、校長の許可を受け、交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。【詳しくは、生徒心得（細則） 第二章 4】

第三章 学校生活

- 1 校舎への出入りは、生徒昇降口を利用し、自分の靴は靴箱に整理整頓して入れる。
- 2 学校内のみんなでする物を大切にし、わざと壊した場合は弁償する。
- 3 学校内の物を使用する場合は、教師の許可を得る。

第四章 欠席・遅刻

- 1 欠席
(1) 病気やその他の理由で欠席する場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。
(2) 忌引きの場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。
【詳しくは、生徒心得（細則） 第四章 1（2）】

2 遅刻

遅刻する場合は、保護者から学校に事前に連絡する。

第五章 頭髪・服装



- 1 髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないようにする。高校生としてふさわしい髪型や服装とする。
- 2 制服の移行期間はその時の気候、それぞれの生徒の体調等に応じる。
- 3 通学や授業、行事の際には制服を着用する。その他の活動においては、原則として指定された体操服及び作業服を着用する。

第六章 その他のきまり

1 高校生として健康的な生活を送るために、運動・休養・睡眠・栄養等のバランスを考え、規則正しい生活をする。

2 身分証は常に携帯しておく。失くした際にはすぐに届け出て再交付を受ける。

3 自分の持ち物には必ず記名する。

4 外出する時は、必ず行き先や帰宅時間を家族に伝え、許可を取ってから出かける。

※帰宅時間（4月～9月：午後7時まで、10月～3月：午後6時まで）

5 夜間（帰宅時間以降）の外出は、保護者と一緒に外出する。

6 交際は、お互いを尊重し、高校生としてふさわしい交際であること。

7 アルバイトについては、原則禁止とする。

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 7】

8 携帯電話の所持については、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 8】

9 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、校長の許可を受け、保護者の責任において

行う。【詳しくは、「運転免許に関する諸規定」】

10 以下の行為を禁止する。

(1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・暴力・いじめなど法律や条例で定められた禁止事項

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (1)】

(2) お金や物の貸し借り、人の物を勝手に使う、他人が傷つくような言動

(3) 学校生活に必要なお金や物の学校への持ち込み

(4) 危険な場所・立入禁止の場所への出入り

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (4)】

(5) 携帯電話やインターネット等を利用した個人情報、他人を傷つけるような情報の発信

(6) 教育活動の場を利用し、政治活動等を行うこと

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (6)～(8)】

11 特別な指導及び懲戒処分について

上記10で禁止された行為や社会のルールを守れない場合、及び本校生徒としてふさわしい

くない行為が見られた場合は、学校長の判断のもと特別な指導または、懲戒処分を行う。